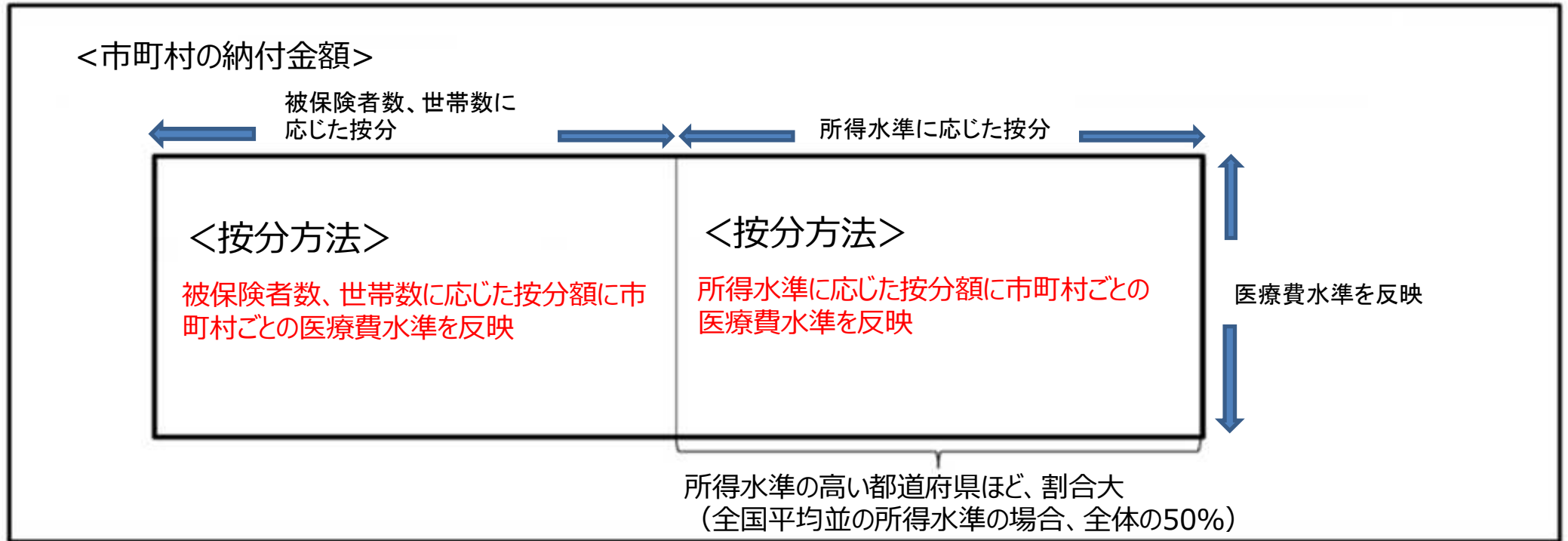


3市町村ごとの納付金の額の決定（イメージ）

○ 都道府県が、**都道府県内の保険料収納必要額（医療給付費－公費等による収入額）**を市町村ごとの被保険者数、世帯数及び所得水準に応じて按分し、それぞれに**医療費水準**を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定



○ 市町村の所得水準が同じ場合、**年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど**納付金の負担が大きくなり、**医療費水準に応じた負担**となる。

○ **年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど**納付金負担が大きくなり、**公平な保険料水準**となる。

